

## 競技団体の処分について

## ○処分競技団体

一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟(以下、連盟という)

## ○処分内容及び期間

資格停止 (期間:令和 7 年 2 月 17 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

## ○処分対象行為

1. 令和 6 年度社員総会が開催されていないこと(連盟の定款第 16 条違反)
2. 監事の選任を懈怠していること(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 61 条違反)
3. 登記を懈怠していること(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 303 条違反)
4. 日本パラスポーツ協会(以下、JPSA という)登録団体規程第 7 条(報告及び届出)に記載の「提出すべき書類」である以下の書類が未提出であること  
・当該年度の事業計画書と収支予算書、前年度の事業報告書と収支決算書
5. 令和 6 年 4 月 30 日に日本パラリンピック委員会(以下、JPC という)が連盟に対して送付した通知書記載事項のうち 4 項目(①コーチ設置事業関連書類の期限内提出、②基盤的強化、競技力向上事業費の報告書期限内提出、③令和 6 年度 JPC 強化指定選手関連書類の適切な対応、⑤連盟のガバナンス構築及び業務執行体制の改善)が遵守されていないこと
6. 連盟では理事 9 名中 6 名が今期中に辞任するなど、ガバナンス機能不全の状態であること、また強化関係書類の提出が度重なり遅延していること

## ○処分の根拠及び理由

連盟の上記処分対象行為が、JPSA 倫理規程第 4 条第 2 項に違反しているため。

## ○処分による連盟への影響

- ・協会から交付する選手強化事業に対する各種助成金・補助金の停止
- ・その他、協会登録団体及び JPC 加盟団体に対する各種事業の参加停止 等

## ○JPSA の対応

## ① NF 運営について

- ・改善に向けた指導を継続的に実施。

## ② 資格停止期間中の連盟強化指定選手への影響軽減について

- ・連盟が実施した今年度強化指定選手(4 名)を対象とした説明会に JPSA も同席、選手達への説明及び懸念点等の吸い上げを行った。
- ・資格停止期間中及び来年度に当該競技の JPC 加盟団体が不在となる事態に備え、全日本アーチェリー連盟(日本のアーチェリー競技 IF 加盟団体)に、強化活動の実施に関しご支援頂けるよう依頼し、鋭意体制調整中。
- ・HPSC の利用は JPSA を通じて申請するよう、関係先と調整中。
- ・国際大会出場に必要な IF への選手登録や大会エントリー手続き等は、全日本アーチェリー連盟へ協力を依頼。